

病児・病後児保育無償化について

◆無償化の内容について◆

認可保育園や認定子ども園等に通っていない子どもが対象です。

○対象となるには？

「新しい2号・3号認定」が必要となります。

保育の必要性（保護者の就労や出産、求職活動等）がある場合に認定を受けることができます。詳しくは、問い合わせ先までご確認ください。
（市外にお住いの方は、お住いの市町村へお問い合わせください。）



○対象児童と上限額は？

「新しい2号・3号認定」を受けた

①3歳児から5歳児までの子どもは、月額40,300円

②0歳児から2歳児までの市民税非課税世帯の子どもは、月額45,700円
までを上限に利用料が無償化となります。

○対象となる費用は？

利用料のみです。給食費や行事費などは対象外となります。

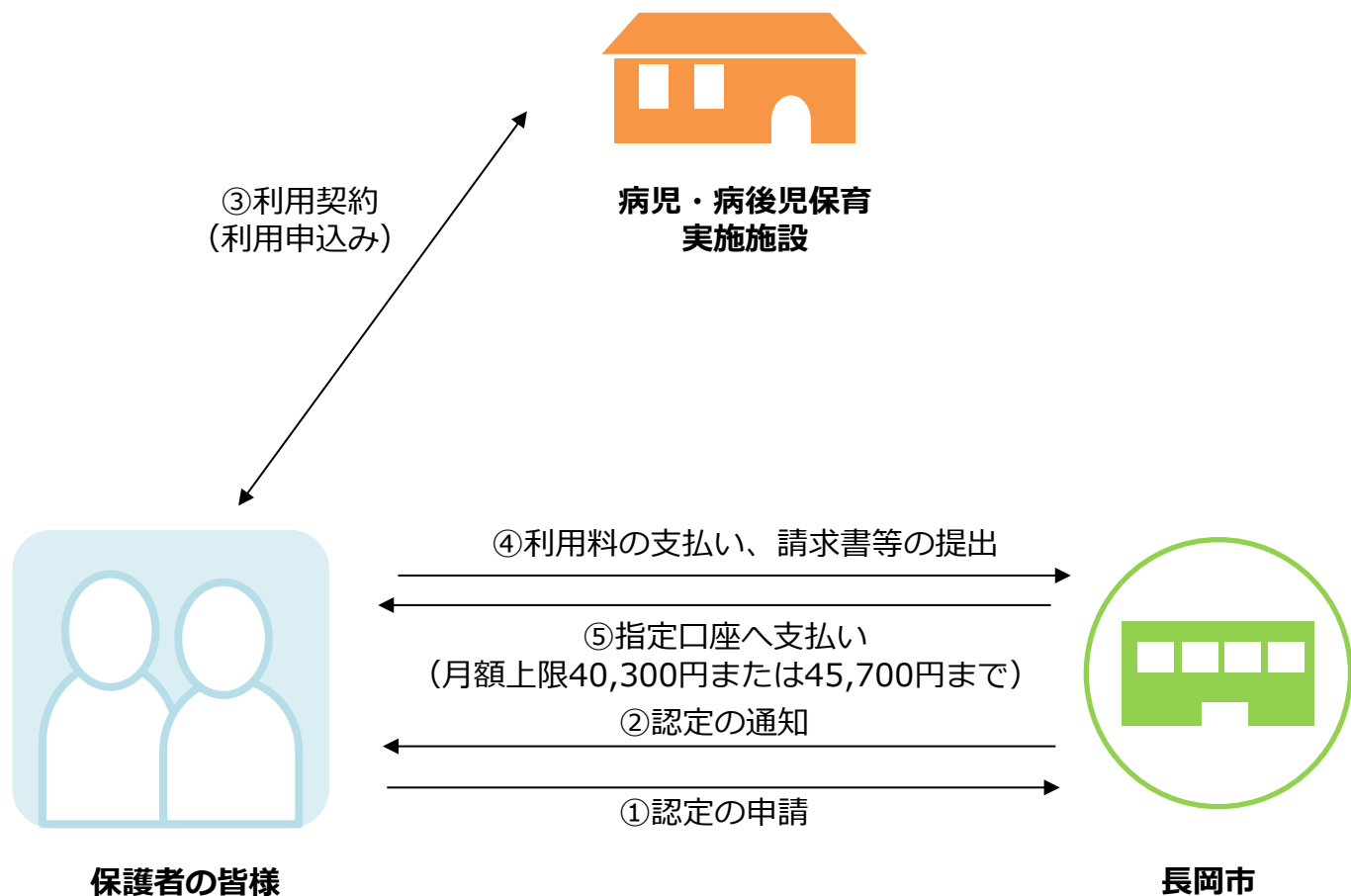
費用	対象	金額
利用料	○	2,000円
給食費など	×	施設によって 異なります

○無償化の方法は？

利用料等をお支払いいただいた後、請求書を市に提出し、市が審査した後、上限額の範囲内で保護者が指定する口座に支払います。

※病児・病後児保育に加え、一時保育（子育ての駅含む）、認可外保育施設、ファミリーサポートセンターも上限額の範囲内で無償化となります。

【手続きのイメージ】



請求書などの申請に必要な書類や、詳細については各種サービスを実施している施設、または下記問い合わせ先までお気軽に問い合わせてください。

※請求書は長岡市保育課や病児・病後児保育を実施している施設に用意してあります。

また、長岡市ホームページにも掲載されています。

(市外にお住まいの方は、お住まいの市町村へお問い合わせください。)

【問い合わせ先】

長岡市役所子ども未来部保育課

住所: 長岡市幸町2丁目1番1号 さいわいプラザ6階

電話: 0258-39-2219